

清須市内小中学校
部活動指導ガイドライン

令和元年 9 月
清須市教育委員会

1 はじめに

(1) 部活動の意義

○学校における部活動は、学習指導要領（中学校学習指導要領第1章総則第5の1ウ）において「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」であり、「学校教育の一環」であると位置づけられている。

○運動部はスポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、互いに競い励まし協力する中で、友情を深め、フェアプレイの精神を学ぶ場となっている。また、文化部では文化芸術や科学等に親しみ、自らを高め仲間と共に発表や表現をすることにより、達成感を得たり自己肯定感を育んだりしている。

○部活動は、保護者や地域からも児童生徒の社会性を育成する場として期待されるとともに、生涯にわたって、スポーツや文化芸術に親しむ基礎を育むといった、極めて重要な役割を果たしている。

(2) ガイドライン策定の経緯

○今日においては、社会・経済の変化等により、教育が抱える課題が複雑化・多様化する中で、学校の部活動運営において様々な課題が生じている。

○スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年3月に策定・公表した。また愛知県教育委員会は運動部だけでなく文化部も含め、学校における部活動が、今後とも児童生徒にとってより効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針として、「部活動指導ガイドライン」を平成30年9月に策定・公表した。

○これを受け清須市教育委員会では、「部活動指導ガイドライン」を策定し、本市の学校における部活動が、本来の意義を踏まえた上で、児童生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に資するものとなるよう、総合的な指針として示すこととした。

2 これからの部活動指導に求められる方向性

(1) 量から質へ

○成長期にある児童生徒のスポーツ障害や事故を防ぎ、身体や心の疲労を回復するためには、活動量を適切に設定することが重要である。経験則に基づいた長時間に及ぶ活動から、効率的・効果的な活動に転換する必要がある。

○効率的・効果的な活動方法を導入すること、休養日や活動時間を適切に設定すること等を考慮しながら活動計画を作成し、指導していくことがより大切となる。

(2) 指示から支援へ

○部活動の顧問は、児童生徒自らが目標をもち、進んで部活動に参画できる

ような雰囲気・環境づくりをすることが大切であり、児童生徒とのコミュニケーションを密にして信頼関係を築くとともに、一人一人の成長に合わせた支援をするよう心がけていく。

○部活動指導は、学校、児童生徒、保護者の間での相互理解の下で、児童生徒の発達段階、健康状態、技能の習熟度、活動を行う場所や時間、安全確保の状況、気象状況等を総合的に考え合わせた合理的な内容・方法により行われることが大切である。

3 適切な部活動の運営と指導

(1) 適切な活動量

○児童生徒のバランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における部活動の休養日（活動しない日を含む）及び活動時間等の基準を以下のとおりとする。

ア 小学校

○学期中（長期休業中を除く）の平日は、週当たり2日以上の休養日設ける。学期中（長期休業中を除く）の土曜日及び日曜日（以下「週末」という）に活動してもよい日は、奇数週の土曜日（第1・3・5）の午前中とし、偶数週の土曜日（第2・4）及び毎日曜日は休養日とする。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、大会終了後の早い時期に、代替休養日を確保する。

○活動時間は、学期中（長期休業中を除く）の平日は2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間以内とする。なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意するとともに、代替休養日を確保する。

イ 中学校

○学期中（長期休業中を除く）は、週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日設ける。なお、大会への参加等により週末に活動する場合は、代替休養日を確保する。

○活動時間は、学期中（長期休業中を除く）の平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。なお、学校休業日における大会への参加等やその準備により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意するとともに、代替休養日を確保する。

ウ 長期休業中の活動

- 小中学校ともに、週末の2日間を休養日とする。
- 夏季休業中の会議・行事を行わない期間に連続して1週間程度の休養日を設ける。冬季休業中の12月29日から1月3日までは、活動を行わない。
- 上記ア、イに示した基準を参考として、適切な休養日及び活動時間を設定する。

エ 休業日や活動時間を設定する際の配慮

- 各種大会やコンクール等が開催される時期において、基準以上に活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
- 始業前の活動については行わない。
- 活動時間については、日没時刻等を考慮しつつ、児童生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。特に冬期においては、日没が早くなることもあり、帰宅が遅くなるような場合には、保護者に事前に連絡をしたり、場合によっては迎えを依頼したりするなど、きめ細かな対応をする。

(2) 組織的な運営体制の整備

- 校長を中心とする責任ある体制の下、学校全体として組織的に指導、運営及び管理していく。
- 校長は本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各学校における部活動の目標や運営方針を策定し、組織全体で共有するとともに、実態に応じて顧問会議を定期的開催するなど、部活動の組織化を図る。
- 顧問は、各学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、参加する大会・コンクール等を精選した上で、年間及び月間等の活動計画を作成し、校長に提出する。活動計画の作成に当たっては、児童生徒にとってバランスのとれた学校生活とすることや、スポーツ障害を予防する観点などから、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。
- 校長は、部活動の運営方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 活動計画の作成

- 顧問は活動計画の作成にあたって、以下のことに留意する。
- 児童生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた活動計画を立てる。
- 勝利を追求するあまり活動内容が高度過ぎたり、活動量が児童生徒に過重な負担になったり、活動時間が長時間にわたり睡眠不足など日常生活や学業に支障が出たりしないように配慮する。

○各種大会やコンクール等への参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、大会等の主催者や意義等を考慮し、可能な限り精選するとともに、各部活動の年間計画に明確に位置付ける。

(4) 顧問の役割

顧問は、部活動に関する学校の目標や運営方針を踏まえ、他の教職員とも連携・協力し、活動計画に基づいた運営及び効率的・効果的な指導を行う。

ア 児童生徒の状況把握

○児童生徒の個性や能力、心の動きに配慮した指導を心がけるとともに、安全に配慮した指導を行う。また、生涯を通じてスポーツ・文化活動を実践する態度や能力の育成に向け、児童生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。

○部活動以外の学校生活においても児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、部活動日誌や個人ノート等を活用して日々の活動の状況を把握することで、児童生徒が発するシグナルを見逃さない。

イ 専門的な技術指導

○運営や指導方法について、定期的に点検や分析を行い、指導力向上や改善に努める。

○児童生徒の安全・安心が確保されるよう、安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶、生徒の発達段階に沿った指導に関する正しい理解等に努める。

(5) 保護者及び地域との連携

○部活動は学校教育の一環として行われており、日常の教育活動や学校行事などと同様に保護者の理解を得る必要がある。活動にかかる費用や食事、休養、睡眠などの面からも保護者の援助や協力が不可欠であるため、日頃から信頼関係を構築することが大切である。

○地域人材を活用するに当たっては、部活動が学校管理下で行われる教育活動の一環であることを踏まえ、外部指導者に対して、部活動の運営方針等について十分に理解を得た上で、適切な指導に当たるよう働きかけなければならない。

(6) 安全の確保と緊急時の対応

ア 安全の確保

○健康の保持増進には、年齢、生活環境に応じた運動、食事、休養及び睡

眠の調和のとれた生活を実践する必要がある、部活動においても、児童生徒のバランスのとれた生活や成長のために健康・安全に留意した適切な活動を行う。

○顧問は必ず事前に児童生徒に安全に対して注意を促し、個に応じた指導も含めて、計画的に指導していく。

○熱中症を予防するため、高温や多湿時にはWBGT値にも留意し、十分に水分や塩分が補給できる休息時間を確保するとともに、児童生徒の健康管理を徹底する。

熱中症は、運動部活動以外の部活動や屋内においても発生すること、体がまだ暑さに慣れていない時期や、それほど高くない気温でも湿度その他の条件により発生することを認識しながら指導する。

○落雷などを避けるため、急激な天候の変化にも迅速に対応する。

雷鳴はかすかであっても危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、すぐに安全な場所に避難する等の措置を講じる。雷鳴が聞こえなくなっても突然落雷が発生する場合があることや、雷鳴が聞こえなくなってもしばらくは落雷の危険があることに留意する。

○活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。

○安全点検の実施に当たっては児童生徒の意見も聞き、児童生徒の視点から危険が感じられる箇所についても点検を行う。

イ 緊急時の対応

○校内で事故が発生した場合に備え、速やかに第一報が入るようにしておく。また、医療機関で受診するための道筋を確立しておく。

○事故が発生した後には、速やかに管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について点検するとともに、再発防止対策を早急に講ずる。

(7) 体罰の根絶

体罰は学校教育法第11条で禁止されており、顧問は部活動指導場面のみならず、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為である。

○運動部活動においては、児童生徒の技術力・身体的能力、または精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や仲間との連帯感を育む目的の範囲内でのみ許容されるものである。

＜体罰等の許されない指導の例＞

- ・顧問の指示に従わない児童生徒の頬を殴打する。
- ・長時間にわたっての正座・直立等特定の姿勢の保持をさせる。
- ・剣道において、防具で守られていない身体特定の部位を打突することを繰り返す。
- ・児童生徒の人格等を侮辱したり否定したりするような発言や、パワーハラスメントと判断される威圧・威嚇的発言を行う。
- ・特定の児童生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

＜学校教育の一環である部活動で、教育上必要があると認められるときに行われると考えられる例＞

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す児童生徒を、試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない児童生徒に対し、試合に出場させずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

＜通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として適切な範囲と考えられる例＞

- ・バレーボールで、レシーブの技術向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブ練習する。
- ・野球の試合で、決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日スクイズの練習を中心に行う。
- ・試合等の結果を振り返り、今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで児童生徒が練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考え、今後の取組内容等を自分たちで導き出す。

4 その他

- 今後、国や県などの動きを注視し、本ガイドラインの見直しを図っていく。